

第四十八回国会 農林水産委員会 議議録 第二十一号

(二八九)

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長代理理事 坂田 英一君

理事 仮谷 忠男君 理事 谷垣 専一君

理事 長谷川四郎君 理事 木名 武君

理事 赤路 友藏君 理事 東海林 稔君

理事 芳賀 貢君

池田 清志君

亀岡 高夫君

熊谷 義雄君

小枝 一雄君

田口長治郎君

高見 三郎君

中川 一郎君

丹羽 兵助君

ト部 政巳君

松浦 定義君

山田 長司君

小平 忠君

林 百郎君

出席政府委員

総理府事務官

(経済企画庁総合開発局長)

農林政務次官

(農林事務官)

(畜産局長)

専門員

松任谷 健太郎君

委員金子岩二君、藤田義光君、松田鐵藏君及び

千葉七郎君辞任につき、その補欠として濱谷直蔵君、塙田徹君、熊谷義雄君及び川保清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員熊谷義雄君、濱谷直蔵君、塙田徹君及び川保清音君辞任につき、その補欠として松田鐵藏君、金子岩三君、藤田義光君及び千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

山村振興法案起草の件

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○坂田(英)委員長代理 これより会議を開きます。

この際、山村振興法案起草の件につき議事を進めます。

本件につきましては、かねて自由民主党、日本社会党及び民主社会党の各党團におきまして、案文の作成について御協議を願つておりましたが、今般各党の意見の一一致を見、お手元に配付いたしました。この際、便宜委員長からその趣旨について御説明申し上げます。

山村振興法案
(目的)

第一條 この法律は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて

地域格差の是正と國民經濟の發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び經濟的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開發の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものという。

(山村振興の目標)

第三条 山村の振興は、國土総合開發法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による國土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

(地方公共団体の施策)

第四条 國は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に關し、國の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、國有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(調査)

第五条 地方公共団体は、第三条の目標を達成するため、國の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

(振興山村の指定)

第六条 政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的の方針の勧告のため必要な調査を行わなければならない。

前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行なうものとする。

(振興山村の指定)

第七条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適當である山村を振興山村として指定することができる。

2 都道府県知事と、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

三 農業經營及び林業經營の近代化、觀光の開発、農林產物の加工業等の導入、特產物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害等の災害を防除すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

(山村振興計画)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」といふ。）を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山村振興対策審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

(山村振興方針の勧告)

第九条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に

関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的の方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の具体的の方針の勧告について準用する。

（山村振興計画に基づく事業の助成等）

第十一条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講しなければならない。

(山村振興対策審議会)

第十二条 総理府に、附屬機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

対策審議会

審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 委員は、第二項に規定する事項に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるものほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。
-----------	-----------------------------------------------

離島振興対策審議会

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。
-----------------------------------------------	-----------------------------------------------

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

に改める。

4 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のよう加える。

ツ 山村振興法（昭和四十年法律第二百二十七号）

第九条に次の二号を加える。

十五 山村の振興に関すること。

山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ

正と国民経済の発展に寄与する必要がある。これ

講することにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と社会の機能の低下の悪循環を続いているのであります。

かかる事態を放置すれば、地域間の格差はますます拡大し、国民経済の均衡ある発展をはかる上でも、ゆゆしい問題となりかねないのであります。

このため、政府においても、従来から各種の後進地域対策、僻地対策等の施策を通じ格差是正に努力のあとはがわれるのであります。何ぶんにも各種施策の総合的方向づけと強力な財政的措置の裏づけを欠き、その成果は見るべきものがあらわれていない現状であります。

このような現状に對処し、従来の施策欠陥を補い、山村振興を強力に推進することを目的とするもので、その内容といたしましては、まず、山村振興の目標を明らかにするとともに、これに對する国及び地方公共団体の講すべき施策について規定いたしたものであり、さらに個別の山村についての山村振興計画の策定及びこれに基づく事業の実施に関する政府の措置を定めたものであります。

なお、国有林野における共用林及び部分林の設立等、積極的な活用をはかり、適切な施策の確立及び拡充につとるとともに、中央及び地方の必要な財政上の配慮をしなければならないものとしております。

○坂田（英）委員長代理 山村が、その經濟的文化的諸条件からきわめて後退的な地位に置かれていることは、すでに周知のとおりであります。特に最近、國民經濟の急速な進展に伴い、ますますその立ちおくれが顕著となつておきます。すなわち、大都市及びその周辺地帯を中心として産業の發展、生活文化水準の向上は目ざましく、また、平地農村地帯においても、農業構造改革事業

詳細な内容につきましては、本文により御承知

願いたいと存じます。

この際、本草案につきまして、衆議院規則第四十一条の二の規定により、内閣に対し、意見を述べる機会を与えることといたしました。伊東経済企画政務次官。

○伊東政府委員 本法案の趣旨を尊重いたしました。山村振興に関して必要な措置を講ずるにあたりましては、十分その趣旨を生かしまして、山村におきます経済力の培養と住民の福祉の向上をはかりますとともに、地域格差の是正と国民経済の発展に寄与してまいりたいと考えておる次第でございます。

○坂田(英)委員長代理 お手元に配付しております山村振興法案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしましたが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

○坂田(英)委員長代理 御異議なしと認めます。この際、暫時休憩いたします。

午前十時五十二分休憩

午後三時開議

○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○橋垣政府委員 農地開発機械公団法の一部を改

正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案の主要改正内容であります農地開発機械公団による共同利用模範牧場建設売り渡し事業の趣旨につきましては、すでに政務次官からの提案理由説明において由し述べましたので、ここでは省略することといたし、最初に、この事業の概要について簡単に御説明いたします。

第一に、共同利用模範牧場建設売り渡し事業の概要でございます。この事業の対象としたいといたし、最初に、この事業の概要について簡単に御説明いたします。

第二に、昭和四十年度の事業でございます。

第三に、法律案の内容でございます。

第四に、法律案の内容に即して各条ごとに簡単に御説明申し上げます。

第五に、法律案の内容でございます。

第六に、法律案の内容に即して各条ごとに簡単に御説明申し上げます。

第七に、法律案の内容でございます。

第八に、法律案の内容に即して各条ごとに簡単に御説明申し上げます。

第九に、法律案の内容でございます。

第十に、法律案の内容でございます。

第十一に、法律案の内容でございます。

第十二に、法律案の内容でございます。

第十三に、法律案の内容でございます。

以上がこの事業の概要でございますが、昭和四十年度におきましては、三地区について国が建設のための調査計画を行なうとともに、一地区、これは栃木県那須地区の予定でございますが、一地区において建設工事に着手することといたしております。

次に、法律案の内容でございます。

が、各号の業務はあわせ一体的に行なうこととなつております。

さらに、この事業は、農林大臣が各地区ごとに建設計画を公団に指示いたしまして、一體的に行なうものでありますので、その旨を第十八条第四項に規定しております。

次に、第二十四条から第二十八条までの改正は、農地開発機械公団債券の発行に関する規定でありますて、第二十四条第五項に債券を発行することができる旨を規定するとともに、この債券に關する所要の規定を設けたものでありますて、この規定により資金運用部資金の借り入れを円滑にすることができるものと考えております。

以上、簡単であります。共同利用模範牧場建設売り渡し事業の概要及び法律案の内容について御説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

次に、法律案の内容でございます。

以上にお願いいたします。

これらの業務は三号に分けて規定されています。

第一に、

第二に、

第三に、

第四に、

第五に、

第六に、

第七に、

第八に、

第九に、

第十に、

第十一に、

第十二に、

第十三に、

第十四に、

ち、本年度調査をいたしますもので、那須地区は調査をし、着手の予定でござりますので、那須地区についての事業概要は、現在確定しておるものではございませんが、提出することができます。他の地区的調査地区が決定いたしておりませんので、提出いたしかねます。その他は調製をいたしまして提出いたします。

○坂田(英)委員長代理 次会は明四月一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会